

平成 27 年 8 月 11 日

「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に
関する問い合わせ（2015 年 7 月 24 日付）への回答

「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」は、動物実験等を実施する機関等を所管する行政機関（文部科学省、厚生労働省等）の策定した動物実験等の実施に関する基本指針等並びに環境省が策定した実験動物の取扱いに関する基準を基に、各研究機関が動物実験等に関する規程等を整備する際に、モデルとなる共通ガイドラインを文部科学省および厚生労働省の依頼を受けて、日本学術会議が作成したものです。本ガイドラインの目的は、科学的観点から動物実験を遂行することであり、その活用の範囲を限定するものではありません。

日本学術会議 基礎生物学委員会・統合生物学委員会・
食料科学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会・
薬学委員会合同 実験動物分科会